



Title	可能の否定文に関する多義的解釈について
Author(s)	李, 娜; Li, Na
Citation	研究論集, 21, 21 (左) -34 (左)
Issue Date	2022-01-31
DOI	https://doi.org/10.14943/rjgshhs.21.l21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/84007
Type	departmental bulletin paper
File Information	04_rjgshhs_21_p021-034_l.pdf



可能の否定文に関する多義的解釈について

李 娜

要 旨

従来では、可能の否定文について禁止や不許可など用法があることは指摘されてきた。本稿は、このような現象に着目し、さらに動作主を聞き手のみならず、話し手や第三者を含め、可能本来の意味を踏まえ、可能の否定文を多角的に議論したものである。言語行為論では、可能形式が表す許可などは間接発話行為として扱われることがある。本稿では、間接発話行為に関わる適切性条件という側面ではなく、共通基盤という概念を援用し、動的な観点から会話参加者が否定の可能文を使用することでどのような共通基盤化のプロセスを経て、どんな共同行為を達成できるかを論じてきた。共通基盤が形成された際に状況文脈、形式文脈、知識文脈という3種類の文脈の役割を考慮しながら考察を行った。考察した結果、従来で指摘された禁止や不許可以外に、大きく相手の提案に対する却下、依頼または発話者の情緒表出という多義な解釈があることがわかった。

1. はじめに

日本語の可能形式は、可能の意味を表すほか、「明日の会議の出られる?」「会員であれば、何方でも参加できる。」のように依頼や許可などの行為指示型用法でも用いられる。同様に、可能の否定文は単なる不可能を表すのみならず、(1)のように、会場に入ろうとする人に対して禁止を表すことができる。(1)では、会場に入場するという事態を達成するため「会員」という条件を満たさなければならない。ただし、この条件は聞き手だけに対する制限ではなく、入場する全ての人に対する一般的なものである。つまり、(1)はある事態の属性を叙述するものから、個別性がある不許可あるいは禁止になる。このような解釈を得るため、聞き手からの許可を求めるという行為かつ「会員」に関する規則の存在が必要である。すなわち、(1)は「入ってもいいですか」のような先行発話に対する回答として現れ得るし、ある状況下の行為に対する発話としても存在できる。

- (1) 君は会員でないから、この会場には入れないよ。 (渋谷 1993 : 51)
- (2) (職場の同僚の発話)
- A : 顔色が悪いですね。明日休んだらどうですか。
- B : 明日は大事な会議があるので、休めません。
- (3) (ホテルのフロントで、娘からホテルのスタッフへ)
- 両親は年をとって、騒音に敏感だから、エレベーター近くの部屋だと、ちょっと寝られないです。

そして、実際の使用場面を考えると、可能の否定文は禁止以外に他の解釈にも用いることがある。例えば、(2B)は相手の提案に対する却下であり、(3)は不可能な状況を述べることによって状況の改善に関する依頼と解釈できるのであろう。このように、可能の否定文は文脈の関与によって多様な解釈を持っている。これまでに、可能の否定文は不許可または禁止の用法を有していることが指摘されたものの(渋谷(1993, 2005), 加藤(2003, 2015)などがある)、(2)と(3)のような用法はほとんど注目されていない。本稿は、可能の否定文はどんな状況において、どのように解釈できるかについて考察し、その使用実態を明らかにすることを試みる。

2. 先行研究

2.1 可能の否定文について

可能の用法を議論した際に、可能の否定文が表す意味いわゆる「不可能」を言及する先行研究には、渋谷(1993, 2005), 加藤(2003, 2015)などがある¹。これらの研究において可能形式から見られた可能以外の用法は語用論的な用法として扱われている。渋谷(1993 : 51-52)は、可能文から生じる語用論的な意味を「情報伝達型可能文(例:君は泳げないよ。)」 「激励型可能文(例:君には100メートル10秒では走れない。やめなさい。)」 「許可型可能文(例:君は会員でないから、この会場には入れないよ。)」の三種類に分けている。そのうち、否定の場合について、激励型は動作主の意志をくじくこととなっており、許可型は不許可いわゆる禁止²という用法になると述べている。また、「激励型可能文」「許可型可能文」の制約条件について、渋谷(1993)は聞き手の意志と話し手(背後)の権力の二点を挙げている。その後、渋谷(2005)は、可能形式の文法化に関する考察のなか、禁止という用法を取り上げ、その動機は丁寧さに

¹ 日本語では、「手が届かない」のように自動詞を用いることで不可能の意味を表すことに関する議論があるものの、本稿は可能形式が表す意味を中心とするものであるため、自動詞の場合を論じないことにする。

² 渋谷(1993)では、禁止と不許可ということを区別していない。

あると述べている。

加藤（2003）は、能力や可能の意味とそれらの関係について議論しており、「可能」は、達成を阻む状況がないこと、動作を遂行するのに十分な環境や条件があることを意味すると見ることができ、大まかに「遂行への影響」と「遂行による影響」に分離できるとしている。つまり、事態が不可能になる理由や不可能の事態と伴う影響を主として議論するものだと理解できる。このうち、否定形で禁止を表す用法は「遂行による影響」の特殊化した用法と見ることができると主張している。また、加藤（2015）は否定の可能形式が表す禁止の用法を可能表現の構文推意として捉えている。さらに「話し手が許可権を持ち、聞き手を含む他者が動作主でなければならぬ」という制約条件をあげている。

これらの先行研究からわかるように、日本語の可能の否定文について、不許可や禁止を可能の延長線において議論されたが、その他の用法も含め統一的な観点から分析することが必要である。

2.2 間接性について

可能形式を含む平叙文は、一般的に動作主や事態などの属性について陳述するものである。しかし、先述の不許可・禁止、または依頼などの用法は聞き手に対する働きかける力があり、ある種の行為指示と言える。このように、可能形式と機能との不一致さがある。Searle（1975）は「ある言語行為がほかの言語行為によって間接的に遂行される」という間接言語行為の概念を提案した。例えば、*Could you pass me the salt?*のように疑問文の可能形式を用いながら依頼を表している。日本語の可能の否定文は可能を叙述する以外の用法に用いる際に間接言語行為に相当するのであろう。

Searle（1975：59-60）は間接言語行為の解釈について、共有された情報（shared background information）による推論の手順が必要であり、Griceの協調原理や言語行為論によって解釈できると述べている。また、ほかの種類言語行為と同様に、「準備条件」「命題条件」「誠実条件」「本質条件」といった適切性条件にも関わっていると述べている。Searle（1975）が共有された背景情報（shared background information）について概念として言及したが、具体的にどんなものを指しているのかについて述べていない。しかし、会話参加者は「準備条件」「命題条件」「誠実条件」「本質条件」をどう理解しているのかについては、このような共有された背景情報の役割が不可欠であると思われる。さらに、実際の分析では、言語形式やその内容から判断できるものがあれば、発話参加者の意図など判断しにくいものもある。また、Searle（1975, 1979）が議論した間接言語行為は発話の冒頭部に出現するものが多い。しかしながら、上で挙げていた例で示しているように、間接的な言語行為は必ずしも、会話の冒頭部に現れるわけではない。要するに、Searleが提案している間接言語行為は、主に文の単位でその統語形式と意味との不一致に着目している。ただし、このような「間接的意味」を理解するため、動的な側面からの考察

が必要である。

Walker et al (2011) は、従来の間接言語行為における適切性条件などに着目するのではなく、間接性が生じる連続的な環境を会話分析の観点から分析していた。Walker et al (2011 : 2437-2440) は、間接性を明確に定義していないが、YES/NO 疑問文の典型的な回答 (① YES/NO が回答の最初に来る場合②先行発話と関連付けたために省略、反復や代名詞化をする場合③明確に回答する場合³⁾) を直接的なものとして捉え、そうでないものを間接的のものとして扱っている。また、前の発話への回答として理解するため、発話の位置に関わるものの、先行する発話の内容や共有知識のどちらか、または両方による何らかの推論する手順が必要であるとしている。

本稿は、会話における可能の否定文の出現位置を考慮し、先行発話の作用に関連付けて日本語の可能否定文の用法を分析する。

3. 分析方法

渋谷 (2005 : 42) は可能文が依頼や禁止などの行為指示を表す際に、状況可能の場合が多いと指摘している。つまり、可能形式が可能以外の用法に解釈される場合、可能本来の意味とも関わっている。このように、本稿は従来の研究を踏まえ、可能の意味を能力可能と状況可能に分けて考察する。

また、先行研究において可能の否定文が表す禁止や不許可について、動作主は聞き手の場合が主である。しかし、冒頭で示しているように、可能以外の用法を表す際に構文に現れた動作主は必ずしも聞き手と限らない。そのため、以降の分析では、動作主が「話し手」「聞き手」「第三者」である場合を想定して考察する。そして、文類型の観点から「平叙文」や「疑問文」それぞれにおける用法を網羅的に分析すべきであるが、疑問文を用いる際に疑問文本来の性質が複雑であるため、本稿は平叙文のみを議論することにする。

次に、可能の否定文がどんな状況において、どのように解釈できるかを考察するため、文脈の役割を否定できない。Walker et al (2011) では発話が間接な回答として理解するには、先行する発話の内容や共有知識が必要とされている。この先行発話の内容は言語的な文脈と理解できるし、共有知識は発話参加者が共有している知識文脈に関わっている。ここで簡単に文脈について整理しておく。Huang (2007) が述べているように、文脈は言語研究に広く使用されるものであるものの、定義するのは難しい。文脈の分類に関する先行研究には、Ariel (1990)⁴⁾、Cutting (2002)、Huang (2007, 2014²⁾、加藤 (2016) などが挙げられる。Cutting (2002) は文脈

³⁾ 椎名監訳 (2020) に参考している。

⁴⁾ Ariel (1990) は名詞句先行詞のアクセス性について議論したものであり、その中に文脈に関する用語を紹介したが、文脈を中心とした分析したものではない。

を *situational context*, *background context*, *cotextual context* の3つに分けている。*situational context* というのは, what speakers know about what they can see around them, *background context* は what they know about each other and the world であり, *cotextual context* というのは what they know about what they have been saying である。Huang (2007, 2014²) も類似している考え方を示しており, *physical context*, *knowledge context*, *linguistic context* の三つを提案している。加藤 (2016)⁵ は文脈を形式文脈 (formal context), 状況文脈 (situational context), 知識文脈 (knowledge context) の3種類としている。形式文脈は Cutting (2002) の *cotextual context*, Huang (2007, 2014²) の *linguistic context* に相当し, 状況文脈は発話が発生する物理的な存在する外的状況の理解を指しており, Cutting (2002) の *cotextual context* や Huang (2007, 2014²) の *physical context* と考えられる。また, 知識文脈は *background context* と *knowledge context* に相当すると言って良いだろう。本稿は加藤 (2016) にある文脈に関する用語を援用し考察を行う。

我々は日常会話をする時に「状況文脈」「知識文脈」「形式文脈」に依存しながら発話を進める。また, 発話者がお互いに共通な信念 (belief) や知識 (knowledge) を持っていることを想定しながら, 会話を進める。このようなものを共通基盤 (common ground) として提案したのは Stalnaker (1978) である (Clark 1996: 93)。Stalnaker (2002: 716) では共通基盤を It is common ground that ϕ in a group if all members accept (for the purpose of the conversation) that ϕ , and all believe that all accept ϕ and all believe that all believe that all accept ϕ , etc. と定義している。この定義からわかるように, Stalnaker が議論している共通基盤は共通の信念または何を前提として発話するかに関するものである。Clark (1996: 120) が述べているように, 人々が共同行為を行う際にある種の共通基盤を想定しないとイケない。また, 会話における共通基盤は最初からそこに存在するものではなく, 確立する必要がある, 新しい共通基盤は古い共通基盤に基づいていると述べている。さらに, 会話の目的を達成するための共通基盤を確立することは共通基盤化 (grounding) という。このような共通基盤化は会話の全ての段階に生じ得る。Clark (1996: 100-121) では, 共通基盤を communal common ground と personal common ground に分けている。communal common ground とは個々人が属する文化的コミュニティに基づくものであり, personal common ground は個人の経験によるものである⁶。Clark (1996) は発話者がお互いが持つ

⁵ 加藤 (2016) は文脈について, まず「帰納的文脈」と「演繹的文脈」という二種のものを挙げている。そのうち, 演繹的文脈はより動的であり, 時間軸上に展開する時々刻々変化していく状況を辿りながら記述や分析が可能である。さらに, 文脈に言及しながら, 主に発話処理や記憶領域との関係を議論している。本稿は文脈について精密に定義及び議論する余裕がないが, 概ね文脈を3種類に分けて議論を進める。

⁶ Clark (1996: 92-121) では, communal common ground について, 国籍, 人種, 性別などがあげられる。また, personal common ground は発話者間の関係による異なる (知らない人と親しい人との共通基盤が違う)。

ている知識・信念などを確認しつつ、共通基盤を確立する（共通基盤化）という立場は会話を動的な点からの議論と言える。しかし、communal common ground にいずれ personal common ground にいずれ会話が発生する前に存在するものである。

一方、Kecskes and Zhang (2009 : 347-349) では、共通基盤は core common ground と emergent common ground という2つの側面があるとしている。core common ground は比較的に静的であり、発話参加者が属する集団の一般的な知識という。このような知識は個々人が以前の相互行為や経験によって作られた。それには常識的なもの (common sense)、文化的なもの (culture sense) と言語形式的なもの (formal sense) がある⁷。一方、emergent common ground は動的なものであり、発話者の個人だけに属する個別的なものである。また、実際の状況に応じて変化しつつ、共時的な変化を反映する。すなわち、core common ground はある特定の集団の先行経験に由来し、emergent common ground は個々人の個別な先行経験や発話時の状況に由来すると考えられる。

本稿では、可能本来の意味を踏まえながら、否定の可能文を用いることでどんな共同行為を達成できるかを考察する。これらの行為は、どんな要素によってどのような共通基盤化のプロセスを経て成立するかを明らかにすることを試みる。

4. 考察

4.1 動作主が話し手の場合

以下の(4)と(5)は能力可能であり、事態が成功できるか否かを影響する要因が動作主の能力にある。これらの例は会話における出現位置が異なっている。(4)と(5)は先行発話に対する回答であり、(6)は先行発話がないものである。可能の否定文は、このような発話の出現位置の違い及び内容によってどんな影響を受けているかについて確認する。

(4) A1 : 山田さん、フランス語できますよね。

B1 : ちょっとだけです。

A2 : 急なんですけど、来週フランスからお客さんが来ますので、簡単な通訳をやってもらえますか？

B2 : いや、そこまで話せないですよ。

(5) A1 : 山田さん、フランス語できますよね。

B1 : ちょっとだけで、そんなバラバラじゃありません。

A2 : やっぱり、あなたの研究室ってすごいですよ。みんな外国語ができるなんて。

⁷ core common ground は通時的な変化や個人差も伴う (Kecskes and Zhang (2009 : 348))。

(6) 私はこんなに速く走れないよ。

(4)では、山田さんは聞き手Bを指している。発話者Aは自分が持っているBに関する知識をBに確認した上で、Bに「通訳してほしい」という依頼をしている。(4A2)は直接に依頼をしているため、特に推論する必要がないと思われる。そして、(4B2)は可能の否定文を用いて、自分の語学能力は通訳をするレベルではないことを表しており、(4A2)の依頼を断っている。ここでは、(4B2)は断りと解釈されるプロセスを解釈する必要がある。まず、能力可能は、単なる能力の有無を表すのではなく、能力の尺度が含まれている。また、通訳という行為はある程度の語学力を必要としている。このような常識のようなものは発話者間にすでに共有されている知識文脈である。そして、同じ可能の否定文(5)は能力可能と解釈しかできない。(4)と(5)との違いは、形式文脈である先行発話の内容の差にある。(4)では、依頼という行為要求がある先行発話があるものの、(5)はない。すなわち、先行発話である形式文脈も作用している。このように、(4)の否定可能文は、知識文脈や形式文脈によって共通基盤が形成され、話し手の行為要求である依頼への断りとして解釈できる。

次は、(6)のような先行発話がない場合を確認する。(6)は、他人が速いスピードで走るのを見た後の場面の発話として想定できる。この場合は、形式文脈がないが、その発話の状況文脈が働いている。話し手が状況文脈によって自分の能力に関する知識を相手に共有しようとしている。この時の否定可能文は可能以外の用法が生じないと思われる。

能力可能の次に、状況可能に関する用法を見てみる。(7)-(9)における事態が成立しない要因は動作主の能力ではなく、外部の状況にあるため、状況可能となる。(7)と(8)の可能構文は先行発話がある場合の回答であり、前者は話し手の提案に対する却下、後者は最近自分の属性を叙述する可能と解釈できる。(7)の話し手が聞き手の顔色を見た後に、自分が持っている知識によって、相手が休んだ方が良いという提案をした。また、聞き手の顔色というのはこの発話場面に属する物理的な状況、つまり状況文脈である。すなわち、(7A)の話し手は自分の知識や聞き手の状況によって、(7A)を発したわけである。そして、聞き手が(7A)の先行発話を理解し、状況的に不可能ということで相手の提案に対して却下した。一方、(8)については、先行発話があるものの、聞き手への行為要求などがなかったため、聞き手も自分の近況を述べることとなった。

(7) A：顔色が悪いですね。明日休んだらどうですか。

B：明日は大事な会議があるので、休めません。

(8) A：最近はどうですか？

B：ちょっと忙しくて、なかなか休めないですね。

(9) こんな環境では勉強できません。

状況可能について考察する際に、動作者はその事態の要因である外部の状況に関与できるか否かによって、可能文の否定文の用法が異なると思われる。(9)の発話場面を考えてみると、例えば、自宅と外のカフェでの状況を想定しよう。発話者が自分の部屋に勉強しようとしているが、リビングにいる家族が騒いだり大きい声を出したりしている。この場合は、発話者が自分の状況を述べることを通して、発話相手に「静かにする」という行為要求をしていると推論できる。この推論の由来は、まず、その状況に関する状況文脈が働いている。この状況文脈が「こんな環境」にある「こんな」という指示詞に反映されている。また、話し手が自分が事態を成功させない理由を、聞き手と共有している環境にしている。「うるさい環境で、勉強が進まない」という発話者が属する社会の共有度が高い一般的な知識を伝えることで自分の不満を表している。さらに、この知識は聞き手も持っている話し手が信じており、うるさくしている人に対する静かにすると依頼している。つまり、(9)の否定可能文が発話者間に共有された状況文脈や知識文脈によって共通基盤が形成され、依頼という解釈が成立するわけである。

一方、(9)は関与できないカフェにある発話であれば、自分の友人に対する発話として存在し得るが、行為要求の用法が成立しない。そもそも、カフェなどの場所で面識のない人に対して(9)を発話することが少ないと思われる。それは、カフェは公共場所であり、誰かのために静かにする共有知識が存在しないためである。

4.2 動作主が聞き手の場合

従来の研究で指摘されてきた否定可能文が表す不許可、禁止や不適切の用法は、主に動作主が聞き手の場合である。渋谷(1993:51)は、(10)のような否定能力可能について、動作主体の意志をくじく用法があると述べている。否定可能文の後に「やめなさい」という文があるため、聞き手に不許可という指示を与えているが、もしも「やめなさい」がないとこのような効果がなくなるのだろうか。

(10) 君には100メートル10秒では走れない。やめなさい。(渋谷1993:51)

渋谷(1993:51)は(10)の発話場面を明記していないが、例えば、試合を迎える怪我をしている選手に対する発話として想定できるのであろう。ただし、話し手がいきなり(10)を発したわけではなく、その前に、動作主が言っていた「今回は最後のチャンスで、頑張らないと」のような発話があると思われる。また、この形式文脈を理解するため、発話者間の共通基盤が必要とされている。具体的に、発話者が動作主について、「怪我の状況」、「試合に向ける意志」や「聞き手の現在の能力は目標を達成することが難しい」などの発話者間だけが共有している知識文脈が存在し、形式文脈によって活性化されていた。そして、「100メートルを10秒で完走する能力」という一般的知識を加えて、発話者が動作主の意志をくじくことによって、実際

は動作主に「その行為をやめる」という行為指示を与えることになってしまう。すなわち、(10)にある「やめなさい」が後接されなくても、「やめなさい」の意味が伝わるわけである。

また、(10)は直前に先行発話がなく、聞き手が必死に練習する場面を目撃した後の発話としても成立できると思う。それは聞き手が練習する状況文脈がその目標という発話者間の知識を活性化した上で、「100メートルを10秒で完走する能力」の一般的知識を加え、否定可能文を用いることで聞き手の行為を止めることとなる。この二つの場面において、確かに渋谷(1993:51)が指摘しているように、意志をくじく用法の成立は聞き手がその動作を行う意志があるか否かに関わっている。しかし、ここまでの分析からみると、聞き手が動作を行う意志があれば、否定可能文は聞き手の意志をくじくことは発話の目的ではなく、聞き手の意志をくじくことを通してその行為をやめるという指示を与えていることになる。

なお、100メートルを10秒台で走ること自体は非常に難しいため、日常生活に上の発話はよく現れるものではない。むしろ、(10)の例は、自分の能力を自慢している聞き手に対する発話として出現できると考える。しかし、一人の能力は能力の持ち主以外にわかるはずがない。そのため、「君には100メートル10秒では走れない」という発話は表面上の能力に関する叙述というよりは、話し手が聞き手が持っている能力に関する評価または聞き手の発話に関する自分の情緒を表していると思われる。そして、(11)をみしてみる。

(11) A：私にやらせていただけますでしょうか。

B：あなたはまだ経験が浅いので、こんな難しい案件は担当できないでしょう。

(11)において、動作主はAであり、自分の行為を実行するために、相手の許可を求めている。(11B)の発話者は動作主の能力が足りないという理由で不許可を出している。この不許可の解釈プロセスは(10)の先行発話がある場合と同様である。ただし、(11)において案件の担当を決める権力を持っているのは(11B)であるため、(10)と異なり、発話者間が属している集団の知識に関わる知識文脈が意味の伝達に役に立っていると思われる。つまり、発話に現れた形式文脈や発話者間だけに属する知識文脈の共同作用で共通基盤が形成しており、不許可という解釈が成立するようになった。

(10)と(11)の発話場面では、動作主が聞き手かつ能力可能の場合において、否定可能文は主に聞き手が実行しようとする動作について不許可を表すことができる。一方、聞き手が動作を実行する意志がなければ、聞き手の発話について話し手の情緒が反映されている。

そして、以下(12)のような状況可能は個人で決める禁止ではなく、発話参加者が共に属する集団の一般的なルールと言えるのであろう。このように一般的ルールを述べることはなぜ禁止と解釈できるかについて考察する。

(12) 君は会員でないから、この会場には入れないよ。 (=例(1))

(12) について、反対側から見れば「会員はこの会場に入れる」という会員と会場に関する属性がある。もし、聞き手がその会場に入ろうとしなければ、属性叙述以外の用法は生じないのであろう。つまり、動作主の意志があるからこそ、一般的ルールは禁止となる。この意志を反映するため、先行発話という形式文脈またはその場面における行為（状況文脈）に関わっていると考える。特に、(12)の発話において「この会場」のような指示詞があるため、話し手と聞き手ともにその会場の現場にいると思われる。すなわち、発話現場に関わる状況文脈が共通基盤の形成に影響している。そして、発話者の社会的身分に関する知識も関与している。具体的に、(12)の前に、(13)あるいは(14)のやりとりが想定できる。また、(13B)と(14B)の発話者は会場の関係者⁸でない限り、禁止という効力が生じない。そして、(13)の発話の続きに「聞くだけなので、別に入ろうとしていない」と言う人は多くないが、想定できるケースである。そのとき、動作主が行為を実行する要求が明確に否定しているため、(13B2)は禁止と解釈できない。

(13) A1: 誰でも入れますか。

B1: 会員だけに限定していますが、会員の方ですか。

A2: いいえ、会員ではないですね。

B2: (あなたは) 会員でなければ、この会場には入れないですよ。

(14) A: 会員ではないですけど、入れますか。

B2: (あなたは) 会員でなければ、この会場には入れないですね。

(15) このパソコンは使用できません。 (加藤 2015: 286)

(15) は実際の発話の中に現れ得るものであり、張り紙などもよく見られる。この場合では、話し手と聞き手を定義しにくいのが、メッセージの読み手を聞き手と見なすことにする。パソコンや張り紙は状況文脈の一部であり、張り紙にある文字は言語形式であるため形式文脈となる。これらの状況文脈や形式文脈によって、聞き手が持っている知識が活性化され、張り紙を設置した人との共通基盤が形成された。また、上記の例と同様に、聞き手は行為を実行しようという意図がない限り、(15)はそのパソコンの属性を叙述する以外の用法はない。(12)～(15)で議論していた状況可能は発話者が属している集団の一般的ルールと関わるものである。では、

⁸ 渋谷(1993)や加藤(2015)は動作主の意志や権力者の存在を不許可・禁止の成立条件としてあげていたが、本稿では、そのような条件は発話者間の間にどのように理解されたのかについて考察している。

一般的ルールではなく、個人の状況による可能は不許可または禁止の用法を表すことがあるのか。(16)はその例である。

(16) A：入っていいですか？

B：？今着替えしているから、入れませんよ。

(17) A：入っていいですか？

B：今、田中さんが着替えしているから、入れませんよ。

(16)は「入っていい？」のような許可に対して適切な回答と言いが、第三者から(17)は自然となるのであろう。(16)と(17)の区別を考えると、(17)を理解するには「人が着替えしている部屋に入ることが不適切である」という一般的知識が必要であり、「不可能→不許可」とのプロセスが成立するわけである。つまり、(17)について、不許可の前段階にある知識文脈が重要な役割を担っている。一方、(16)では「今着替えしているから」は理由を述べることで、「入っていい」に対する不許可を表している。その後、「ちょっと待って」などのような行為指示が現れ得るが、わざわざ「入れません」という表現を使わないのであろう。また、(17B)から「今は入れませんが、少しお待ちください」という意味と理解できる。つまり、理由を述べた後に、その状況の改善にあたる依頼を表している。同様に(13)と(14)は、「会場に入れるため、会員登録してください」という意味合いも読み取れる。すなわち、不許可の条件を改善するという二次的な行為要求が生じるわけである。

そもそも可能構文から見られる禁止と不許可や不適切との関係は連続であり、行為要求の度合いが異なるが、行為指示という目的が同一である。(16)と(17)において、いずれも事態の遂行原因は状況にある状況可能である。しかし、一般的なルールではない話し手個人の意志によるものため、不許可や禁止のような用法は成立しない。これは、知識文脈によって形成している共通基盤が存在しないためである。

4.3 動作主が第三者の場合

最後に動作主は第三者の場合を確認する。まずは能力可能の(18)と(19)をみってみる。(18)を例にすると、事態を遂行する主な原因は山田という人物の能力にある。職場において案件の担当を決める際に、ある人は山田さんを推薦する発話に対して、(18A2)は、能力の不足による不適切を表すことでその推薦を断ることと理解できる。このように(18A2)に用いられた否定の可能文は、相手の提案に対する却下とも解釈できる。ここで、却下と解釈するために、提案の意味を含む形式文脈である先行発話が作用している。また、(18)の発話参加者は共に動作主の能力を把握している。すなわち、発話者参加者が共有している知識が働いている。形式文脈や知識文脈の共同作用で共通基盤が成立するわけである。

先行発話がない場合はこれまで考察してきたように、状況文脈が共通基盤の成立に役に立つ。(19)はテレビでマラソンの試合を見ている母親から自分の息子に関する能力可能の例である。この発話場面を考えると、状況文脈が発話者の知識を活性化し、第三者である息子の能力を叙述するより発話者自分の情緒を表していると思われる。

(18) A1: 今度の担当は、誰がいいですかね。

B1: 山田さんなら担当できるんじゃない?

A2: 新入社員の山田君はこんな難しい案件は担当できないよ。

(19) うちの子は20年訓練しても、こんなに速く走れないわ。

能力可能の次に、状況可能の使用状況を確認する。(20B)や(21B)は動作主の太郎は事態を成功させる原因である条件を満たさないことを表している。区別は、(20A)が発話者の提案となるが、(21A)は動作主の要望を引用することである。このように、提案である先行発話があるため、否定の可能形式は不可能を表すことで、相手の提案を却下している。一方、(21A)は伝言であるため、(21B)は太郎及びそのイベントの属性を叙述しており、却下に解釈しにくい。

また、(22)はホテルのフロントにチェックインする際に、娘からホテルのスタッフへの発話である。この発話から、両親について不可能を述べることで、「エレベーターから離れる部屋を変える」という依頼と解釈できる。もちろん、この依頼が成立できる理由に発話者が状況を関与できるわけである。この場合、発話者間に共有されている状況文脈及び一般社会の知識が作用している。一方、(20)や(21)は会話に現れた発話の内容(形式文脈)や発話者間が属するある集団の知識が共通基盤を形成している。

(20) A: 太郎を週末のイベントに連れて行きたいな。

B: 太郎は会員じゃないから、会場には入れないよ。

(21) A: 太郎が週末のイベントに行きたいって。

B: 太郎は会員じゃないから、会場には入れないよ。

(22) 両親は年をとって、騒音に敏感だから、エレベーター近くの部屋だと、ちょっと寝られないです。 (=例(3))

動作主は第三者の否定可能文について、能力可能と状況可能に関わらず、形式文脈である先行発話に提案のような行為要求があれば、不可能を用いることでその行為要求に対する却下を表している。また、能力可能に関しては、状況文脈の役割で発話者の情緒を表出することができる。次に、発話者がその状況を関与できる状況可能において、状況の不適切を述べることで発話相手へ状況改善という依頼の用法が見られる。

動作主が第三者と話し手の場合に類似するふるまいを見せた。この点から、可能形式が第三者に関する属性を叙述する際に制約があることがわかる。それは、発話者が第三者の状況を把握する必要があり、同じ集団の知識を共有することである。この知識に、形式文脈あるいは状況文脈が共通基盤を形成し、会話が成立するわけである。

5. おわりに

本稿では否定の可能文は動作主が異なる場合、文脈の作用によって多様な解釈を持っていることを明らかにした。その結果、従来で指摘されてきた禁止や不許可以外に、大きく相手の提案に対する却下、依頼または発話者の情緒表出という用法が見られた。このうち、却下の用法は主に動作主が話し手や第三者の場合における先行発話の形式文脈が作用している。そして、発話者に関する情緒の表出は状況文脈によって生じることがある。その上、発話者が関与できる状況であれば、聞き手に状況改善という依頼を行うこともある。次に、動作主は聞き手の場合で、すでに指摘されてきた禁止や不許可は一般的なルール（知識文脈）から個別的な行為指示になることがわかった。

また、否定の可能文が表す不許可・禁止などの用法は日本語のみならず、多くの言語から見られる現象である。言語行為論において、このような言語現象を間接発話行為として扱われたことがある。本稿では、共通基盤という概念を導入し、会話参加者が否定の可能文を使用することでどのように共通基盤化のプロセスを構築し、どんな共同行為を達成できるかを論じてきた。このように、間接発話行為という概念を用いなくても、言語形式本来の用法から逸脱した機能を説明できると考える。今後、理論の枠組みを精密化し、可能構文の全体像を解明していきたい。

(り な・言語文学専攻)

参考文献

- 加藤重広 (2003) 「語用論的に見た「可能」の意味」『富山大学人文学部紀要』38 87-98
加藤重広 (2015) 「構文推意の語用論的分析：可能構文を中心に」『北海道大学文学研究科紀要』146 259-293 北海道大学文学研究科
加藤重広 (2016) 「文脈の科学としての語用論——演繹的文脈と線条性——」『語用論研究』18 78-101
渋谷勝己 (1993) 「日本語可能表現の諸相と発展」『大阪大学文学部紀要』33-1 大阪大学文学部
渋谷勝己 (2005) 「日本語可能形式に見る文法化の諸相」『日本語の研究』1-3 32-46
Ariel, Mira. (1990) *Accessing Noun-Phrase Antecedents*. London: Routledge.
Clark, Herbert. H. (1996) *Using Language*, Cambridge: Cambridge University Press.
Culpeper, Jonathan and Haugh, Michael (2014) *Pragmatics and the English language*. London: Palgrave

- Macmillan (椎名監訳 (2020) 『新しい語用論の世界 — 英語からのアプローチ —』 研究社)
- Cutting, Joan. (2002) *Pragmatics and Discourse*. London: Routledge.
- Huang, Yan. (2007, 2014) *Pragmatics*. Oxford: Oxford University Press.
- Keckes I. and Zhang F. (2009) *Activating, seeking, and creating common ground: A socio-cognitive approach*.
Pragmatics and Cognition 17:2 331-355
- Searle John R. (1975) *Indirect speech acts*. Peter Cole and Jerry L. Morgan (eds) *Syntax and Semantics 3: Speech Act*. New York: Academic Press. 59-82
- Searle, John R. (1979) *EXPRESSION AND MEANING: Studiee in the Theory of Speech Acts*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Stalnaker, Robert. C (1978) *Assertion*. Peter Cole and Jerry L. Morgan (eds) *Syntax and Semantics 9: Pragmatics*. New York: Academic Press. 315-332
- Stalnaker, Robert. C (2002) *Common ground*. *Linguistics and Philosophy* 25 (5-6) 701-721
- Walker, Traci, Paul Drew and John Local. (2011) *Responding indirectly*. *Journal of Pragmatics* 43:9 2343-2451